

議案第 80 号

財産の取得について

上記議案を提出します。

令和 2 年 9 月 15 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

G I G A スクール対応の教育用端末を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

## 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 取得する財産                    G I G Aスクール対応の教育用端末 (iPadOS 端末)
  
- 2 取得金額                        1 6 1 , 9 6 4 , 0 0 0 円  
    (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額            1 4 , 7 2 4 , 0 0 0 円)
  
- 3 取得の相手方                    長崎県長崎市田中町585番地5  
                                     扇精光ソリューションズ株式会社  
                                     代表取締役 濱口 晴樹
  
- 4 取得の方法                        一般競争入札

## 売買契約書

## 1 契約金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	6	1	9	6	4	0	0	0

(うち消費税及び地方消費税 14,724,000円)

## 2 品名、規格、数量、金額

品名	規格	数量	金額
長与町教育委員会 GIGA スクール 対応教育用端末導入事業 長与町立小・中学校 8 校 (小学校 5 校・中学校 3 校)	別紙導入一覧のとおり	1 式	147,240,000
消費税及び地方消費税			14,724,000
合計金額			161,964,000

3 納入場所 長与町立小・中学校8校 (小学校5校・中学校3校)

4 納期 令和 3 年 2 月 26 日 (金)

5 契約保証金 免除

6 代金の支払方法 口座振替

上記物件の売買契約について買受人 長与町長 吉田 慎一 (以下「甲」という。)と  
売渡人 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹 (以下「乙」という。)とは次の条  
件により契約を締結する。

## (納入方法)

第1条 乙は、頭書の物品を甲の指図により、納入場所 (以下「受領機関」という。)に納入期限内に  
納入しなければならない。

第2条 乙が物品を納入するときは、受領機関に対し納品書を提出し、納品の届出をしなければならない。

## (物品の検収及び物品に対する補償)

第3条 甲は、前条の規定により納品の届出を受けたときは、受けた日から10日以内に乙の立会いのう  
え検査しなければならない。

2 乙は、検査の結果、不合格品が出たときは、甲の指定する期限内に代替品を納入しなければならない。  
この場合においては、前条の規定を準用する。

## (危険負担)

第4条 物品の検査に必要な費用及び検査の際生じた物品の変質、変形、消耗は、乙の負担とする。

2 乙は、物品検収後でも12ヶ月間はその隠れた瑕疵について、甲の指定する期日までに無条件で補償  
しなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙の負担とする。

## (所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、第3条の検査終了後、乙から甲に移る。

## (代金の支払い)

第6条 代金は、物品の所有権が移転した数量に対して乙の請求により支払う。

2 前項の支払代金は、甲が乙の提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払わな  
なければならない。

3 甲は、工事及びその他の都合により、任意に納期を延長することができる。

## (納期の延長)

第7条 乙が天災その他、真にやむを得ない事由により期限内に物品を納入することができないときは、  
乙の申請により甲の承諾を得て納期を延長することができる。



(乙の解除権)

第8条 乙は、天災その他不可抗力に起因する場合のほか、乙の都合により、この契約を解除することができない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するに至ったときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責任に帰する事由により、頭書の期限内又は期限後、相当の期間内に物品の納入を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(違約金)

第10条 甲が、第9条の規定により契約を解除したときは違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10とし、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の契約不履行の場合の損害補償)

第11条 甲が、第9条の規定により契約を解除し、第三者から代替物品を購入し、その購入金額が乙との契約金額と比較し超過額を生じた場合は、乙は甲に、その超過差金額を支払わなければならない。

(乙の履行遅延の場合における損害金)

第12条 乙の責に帰する理由により納入期限内に納入できない場合は、甲は乙から損害金として未納部分の代金に対し、遅延日数に応じ年2.6%の割合で計算した額を徴収する。

(甲の契約不履行の場合の損害補償)

第13条 乙は、甲が第6条に定める代金の支払いを遅延した場合は、未受領金額に対し遅延日数に応じ年2.6%の割合で計算した遅延利息を請求することができる。ただし、支払遅延が天災その他真にやむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は第6条第2項に定める期間に算入しない。

(権利又は義務の譲渡)

第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の書面による承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第15条 前各条に定めるもののほか、この契約書に定めていない事項で必要な事項は、その都度甲乙協議の上定めることができる。

双方は上記契約を履行するため、この契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

仮契約日 令和 2年 9月 1日

契約日 令和 2年 月 日

買受人 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町長 吉田 慎



売渡人 長崎市田代町5-8-5番地5

扇精光ソリューションズ株式会社

代表取締役 吉濱口 晴樹



## GIGA スクール対応コンピュータ (iPadOS 端末) 機器仕様

項目	仕様
OS	iPadOS
ストレージ	32GB 以上
画面	10.2 型
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上
キーボード	Bluetooth 接続でない日本語 JIS キーボード
カメラ	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを端末台数分用意すること (キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	Lightning コネクタ又は、USB Type-C コネクタ×1 以上
重さ	1.5kg 未満
その他	下記全てがあらかじめパッケージ化されていること ①モバイルデバイス管理 mobiconnect for Education (5 年) ②RUGGED COMBO3 (Logicool 社)

### 数量内訳

①長与小学校	890台 (うち特別支援11台)
②高田小学校	316台 (うち特別支援8台)
③洗切小学校	272台 (うち特別支援4台)
④長与北小学校	307台 (うち特別支援10台)
⑤長与南小学校	556台 (うち特別支援14台)
⑥長与中学校	545台 (うち特別支援8台)
⑦長与第二中学校	390台 (うち特別支援3台)
⑧高田中学校	205台 (うち特別支援6台)
⑨予備端末	119台
合計	3,600台